

燃油価格高騰緊急対策業務方法書の改正（案）について

1 改正の理由

燃油価格高騰緊急対策の実施期間が平成27事業年度末まで延長されたこと等に伴い、条文及び様式等を変更する必要があるため。

2 主な改正の内容

(1) 事業実施期間の平成27事業年度末までの延長（第4条、第5条）。

(2) 支援対象の明確化（第10条）

1) 対象油種：リース事業でも明確化（A重油及び灯油）

2) 対象温室：栽培の用に供される温室

(3) 一部様式の変更

施設園芸に係る燃油価格高騰緊急対策 (事業期限延長)

【(平成26年度期首残高) 31,230百万円】

対策のポイント

燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、省エネルギー設備の導入及びセーフティネットの構築を支援します。

<背景/課題>

- 施設園芸は野菜等の供給にきわめて重要な役割を果たしていますが、近年、長期的な原油高や円安等の影響により燃油価格が高値で推移し、施設園芸農業者の安定的・継続的な経営が困難な状況となっています。
- このため、省エネ型経営構造への転換の支援により農業経営の体質強化を図りつつ、燃油価格高騰の影響を緩和するセーフティネットを構築し経営の安定を図ることが必要です。

政策目標

施設園芸分野における省エネ型の経営構造への転換
(主要な施設園芸産地におけるA重油使用量を15%削減(平成29年度))

<主な内容>

本事業については、燃油価格が高い水準で推移している状況を踏まえ、事業期限を平成27年度まで延長します。

施設園芸の産地において省エネルギー推進に関する計画を策定し、当該計画で燃油使用量の15%以上の削減に取り組む産地に対して以下の支援をします。

1. 施設園芸省エネ設備のリース導入の支援

産地ぐるみの省エネルギー化を集中的かつ計画的に推進するため、農業者の初期投資の負担を大幅に軽減するリース方式により、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備等の施設園芸省エネルギー設備の導入を支援します。

2. 施設園芸セーフティネットの構築の支援 [拡充]

農業者と国の拋出により、施設園芸用の燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援するとともに、茶を支援対象に追加します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業	生産局農業環境対策課	(03-3593-6495)
2の事業のうち		
施設園芸	生産局園芸作物課	(03-6738-7423)
茶	生産局地域作物課	(03-6744-2117)

燃油価格高騰緊急対策業務方法書 新旧対照表 (案)

変更後	現行
<p>第1章 総則 (目的) 第1条～2条(略) 第2章 資金の管理に関する事項 (資金の管理) 第3条(略) 第3章 燃油価格高騰緊急対策 第1節 総則 (事業年度及び実施期間) 第4条 緊急対策における事業年度は、当該年の5月から翌年4月までとする。 2 緊急対策の実施期間は、施設園芸省エネ設備リース導入支援事業及び推進事業において、平成25年2月26日から平成28年4月30日までとし、施設園芸セーフティネット構築事業においては、平成25年2月1日から平成28年4月30日(第2.2条第1項の規定によりセーフティネットの対象期間を毎年12月から翌5月までとした場合は、平成28年5月31日)までとする。</p> <p>(支援対象者) 第5条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 省エネルギー推進計画(実施要領第5の2に定めるものをいう。以下同じ。)を定め、次に掲げる事業年度を目標年度とする燃油使用量削減目標として、計画期間内に事業参加者等の燃油使用量を15%以上削減する目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること 了 平成24事業年度又は平成25事業年度に計画を策定した場合は平成27事業年度 イ 平成26事業年度以降に計画を策定する場合は策定事業年度の翌々事業年度 (4) (略)</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条～第2条(略) 第2章 資金の管理に関する事項 (資金の管理) 第3条(略) 第3章 燃油価格高騰緊急対策 第1節 総則 (事業年度及び実施期間) 第4条 緊急対策における事業年度は、当該年の5月から翌年4月までとする。 2 緊急対策の実施期間は、施設園芸省エネ設備リース導入支援事業及び推進事業において、平成25年2月26日から平成27年4月30日までとし、施設園芸セーフティネット構築事業においては、平成25年2月1日から平成27年4月30日(第2.2条第1項の規定によりセーフティネットの対象期間を毎年12月から翌5月までとした場合は、平成27年5月31日)までとする。</p> <p>(支援対象者) 第5条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 省エネルギー推進計画(実施要領第5の2に定めるものをいう。以下同じ。)を定め、次に掲げる事業年度を目標年度とする燃油使用量削減目標として、計画期間内に事業参加者等の燃油使用量を15%以上削減する目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること 了 平成24事業年度又は平成25事業年度に計画を策定する場合は平成26事業年度 イ 平成26事業年度以降に計画を策定する場合は策定事業年度の翌々事業年度</p>

変更後

現行

第2節 事業実施手続
(事業実施計画及び省エネルギー推進計画)
第6条 (略)

- 2 (略)
- 3 協議会は、第1項の事業実施計画等の提出があった場合、その内容について審査を行い、次に掲げる項目を全て満たすと認められるときは、支援対象者の事業実施計画等の内容を踏まえて協議会としての本対策に係る目標と事業実施計画を作成し、事業主体要領第9条第1項により事業主体に提出する。
 - (1) 取組の内容が緊急対策の趣旨に沿っていること。
 - (2) 省エネルギー推進計画において、支援対象者の施設園芸における燃油使用量を15%以上削減する目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実に認められること。
 - (3) 支援対象者の省エネルギー推進計画において、その構成員である全ての事業参加者等が施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（『施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル（改定版）』及び「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル（改定版）」について』（平成25年12月26日付け25生産第2689号農林水産省生産局長通知）に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改定版】」をいう。以下同じ。）を活用した省エネルギー生産管理の実践に取り組む計画となっており、その実施が確実に達成されると見込まれること。

- 4 (略)
- 5 (略)

4 協議会は、事業主体要領第9条第3項により事業主体から事業実施計画の承認が求められたときは、該当する支援対象者の事業実施計画書を承認し、当該支援対象者に通知するものとする。

- 5 (1)～(5) (略)

第2節 事業実施手続
(事業実施計画及び省エネルギー推進計画)
第6条 (略)

- 2 (略)
- 3 協議会は、第1項の事業実施計画等の提出があった場合、その内容について審査を行い、次に掲げる項目を全て満たすと認められるときは、支援対象者の事業実施計画等の内容を踏まえて協議会としての本対策に係る目標と事業実施計画を作成し、事業主体要領第9条第1項により事業主体に提出する。
 - (1) 取組の内容が緊急対策の趣旨に沿っていること。
 - (2) 省エネルギー推進計画において、支援対象者の施設園芸における燃油使用量を15%以上削減する目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実に認められること。
 - (3) 支援対象者の省エネルギー推進計画において、その構成員である全ての事業参加者等が施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（『施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル（改定版）』及び「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル（改定版）」について』（平成20年3月31日付け19生産第934号農林水産省生産局長通知）に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」をいう。以下同じ。）を活用した省エネルギー生産管理の実践に取り組む計画となっており、その実施が確実に達成されると見込まれること。

- 4 (略)
- 5 (略)

4 協議会は、事業主体要領第9条第1項により事業主体から事業実施計画の承認が求められたときは、該当する支援対象者の事業実施計画書を承認し、当該支援対象者に通知するものとする。

- 5 (1)～(5) (略)

変更後	現行
<p>(緊急対策に係る補助金又は補填金の交付等の手続) 第7条 (略) (1) (略) (2) (略) (実施状況の報告) 第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業 (リース事業の内容) 第9条 (略)</p> <p>(リース事業の支援対象となる油種、温室及び設備) 第10条 リース事業の支援対象となる油種、温室及び設備は次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 支援対象油種 施設園芸の用に供するA重油及び灯油とする。</p> <p>2 支援対象温室</p> <p>3 支援対象設備を導入する温室(ガラス温室及びびんハウスをいう。以下同じ。)は、施設園芸に係る栽培の用に供される温室とする。</p> <p>4 施設園芸に係る栽培の用に供される温室とする。</p> <p>5 施設園芸に係る栽培の用に供される温室とする。</p>	<p>(緊急対策に係る補助金又は補填金の交付等の手続) 第7条 (略) (1) (略) (2) (略) (実施状況の報告) 第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業 (リース事業の内容) 第9条 (略)</p> <p>(リース事業の対象設備) 第10条 リース事業の対象設備は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(新設) (新設) (1) 先進的省エネルギー加温設備</p>

変更後

- (1) ハイブリッド加温設備
従来の石油燃料焼き加温機にヒートポンプ又は木質バイオマス利用加温設備(木質ペレット・チップ・薪を燃料とする加温設備をいう。以下同じ。)を組み合わせた設備。ただし、石油燃料焼き加温機は、補助対象外とする。
- (2) 木質バイオマス利用加温設備
- (3) 外張多重化設備
- ア 温室の保温性を高めるため、外張を多重化するための設備。
なお、附帯設備として、外張材へ強制的に送風し空気層を作る設備にあっては送風機及び送風に必要な設備を含む。
- イ アと一体的に導入する温度センサー及び制御装置。
- (4) 内張多重化設備
- ア 温室の保温性を高めるため、内張を多重化するための設備。ただし、開閉又は巻き上げ装置を同時に導入する場合に限る。
なお、附帯設備として、内張材へ強制的に送風し空気層を作る設備にあっては送風機及び送風に必要な設備を含む。
- イ アと一体的に導入する温度センサー及び制御装置。
- (5) 循環扇及びこれと一体的に導入する温度センサー並びに制御装置
- (6) (1)から(5)までに掲げるもの他、温室のエネルギー利用効率を高め、温室の加温に用いる燃油の使用量を低減する(1)から(5)までの設備等と同等の設備または装置(石油燃料焼き加温機を除く。)

- (リース事業実施主体)
第11条 (略)
- 2 (略)
- (1) ~ (2) (略)
- (3) リース事業実施主体のうち受益農家とリース事業者のいずれかが、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合には、既に交付された補助金の全部又は一部を返還するものとする。
ただし、協議会が当該リース事業実施主体に正当な理由があると認めるときはこの限りでない。
- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)
- エ (略)
- オ 締結されたリース契約が、第13条第2項第4号の力に定められたリース契約に合致しないことが明らかとなったとき。
- カ (略)
- (リース事業の対象地域)
第12条 (略)

現行

- ア ハイブリッド加温設備
従来の石油燃料焼き加温機にヒートポンプ又は木質バイオマス利用加温設備(木質ペレット・チップ・薪を燃料とする加温設備をいう。以下同じ。)を組み合わせた設備。ただし、石油燃料焼き加温機は、補助対象外とする。
- イ 木質バイオマス利用加温設備
- (2) 外張多重化設備
- ア 温室(ガラス温室及びハウスをいう。以下同じ。)の保温性を高めるため、外張を多重化するための設備。
なお、附帯設備として、外張材へ強制的に送風し空気層を作る設備にあっては送風機及び送風に必要な設備を含む。
- イ アと一体的に導入する温度センサー及び制御装置。
- (3) 内張多重化設備
- ア 温室の保温性を高めるため、内張を多重化するための設備。ただし、開閉又は巻き上げ装置を同時に導入する場合に限る。
なお、附帯設備として、内張材へ強制的に送風し空気層を作る設備にあっては送風機及び送風に必要な設備を含む。
- イ アと一体的に導入する温度センサー及び制御装置。
- (4) 循環扇及びこれと一体的に導入する温度センサー並びに制御装置
- (5) 第1号から第4号までに掲げるもの他、温室のエネルギー利用効率を高め、温室の加温に用いる燃油の使用量を低減する第1号から第4号までの設備等と同等の設備または装置(石油燃料焼き加温機を除く。)

- (リース事業実施主体)
第11条 (略)
- 2 (略)
- (1) ~ (2) (略)
- (3) リース事業実施主体のうち受益農家とリース事業者のいずれかが、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合には、既に交付された補助金の全部又は一部を返還するものとする。
ただし、協議会が当該リース事業実施主体に正当な理由があると認めるときはこの限りでない。
- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)
- エ (略)
- オ 締結されたリース契約が、第13条第2項第3号の力に定められたリース契約に合致しないことが明らかとなったとき。
- カ (略)
- (リース事業の対象地域)
第12条 (略)

変更後

現行

(リース事業の実施計画の手続等)
第13条～第17条(略)

(リース事業の実施計画の手続等)
第13条～第17条(略)

(リース事業の助成)

第18条 リース事業実施主体が自費若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。
第10条第3項第6号の設備を導入する場合には、導入地域の温室において、公的・学的研究機関による加温時期連続おおむね3ヶ月以上わたる省エネ効果の比較対象調査結果を添付すること。
第10条第3項に掲げる設備のリースによる導入に係る経費のうち、補助対象経費は、第10条第3項によるものとする。
ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合には、次式①によるものとする。
① $\text{算式①} = \text{リース物件のリース期間} \times \text{リース物件のリース期間} \times \text{リース物件のリース期間} \times \text{リース物件のリース期間} \times \text{リース物件のリース期間}$
なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合には、その補助対象経費の金額は、それぞれ次の算式②又は③により算出した値のいずれか小さい方とする。

第18条 リース事業実施主体が自費若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。
第10条第5号の設備を導入する場合には、導入地域の温室において、公的・学的研究機関による加温時期連続おおむね3ヶ月以上わたる省エネ効果の比較対象調査結果を添付すること。
第10条に掲げる設備のリースによる導入に係る経費のうち、補助対象経費は、第10条によるものとする。
ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合には、次式①によるものとする。
① $\text{算式①} = \text{リース物件のリース期間} \times \text{リース物件のリース期間} \times \text{リース物件のリース期間} \times \text{リース物件のリース期間} \times \text{リース物件のリース期間}$
なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合には、その補助対象経費の金額は、それぞれ次の算式②又は③により算出した値のいずれか小さい方とする。

算式①：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）×1/2以内
算式②：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）
×（リース期間／法定耐用年数）×1/2以内
算式③：補助対象経費＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））
×1/2以内

算式①：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）×1/2以内
算式②：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）
×（リース期間／法定耐用年数）×1/2以内
算式③：補助対象経費＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））
×1/2以内

※1 補助金申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。
※2 リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。
4 リース物件価格は、第10条第3項に掲げる設備の導入に係る経費とし、設備の導入による温室及び既存設備の更新等に係る経費は含まないものとする。
5 (略)

※1 補助金申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。
※2 リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。
4 リース物件価格は、第10条に掲げる設備の導入に係る経費とし、設備の導入による温室及び既存設備の更新等に係る経費は含まないものとする。
5 (略)

第19条～第37条(略)

第19条～第37条(略)

附則

この業務方法書の変更は、平成25年12月18日から施行する。

附則

この業務方法書の変更は、平成25年12月18日から施行する。

附則

この業務方法書の変更は、平成27年 月 日（事業主体の承認を受けた日）から施行する。

燃油価格高騰緊急対策業務方法書 新旧対照表 (案)

変更後	現行																																								
別紙様式第1号 (第6条第1項関係) (略)	別紙様式第1号 (第6条第1項関係) (略)																																								
(略) 削除	(略)																																								
(別紙1)【平成27事業年度以降の場合】	(別紙1)【平成25事業年度の場合】※25事業年度の追加を含む (略)																																								
策定主体名： ※事業年度は5月～翌4月。	策定主体名： ※事業年度は5月～翌4月。																																								
<p>燃油価格高騰緊急対策事業実施計画書</p> <p>第1 総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助金所要見込額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 施設園芸セーフティネット構築事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 変更の場合は、上段に()書きで変更前の数字を、下段に変更後の数字を記入する。(以下本様式において同じ。)</p>	事業名	補助金所要見込額 (円)	1 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業		2 施設園芸セーフティネット構築事業		合計		<p>燃油価格高騰緊急対策事業実施計画書</p> <p>第1 総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助金所要見込額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 施設園芸セーフティネット構築事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 変更の場合は、上段に()書きで変更前の数字を、下段に変更後の数字を記入する。(以下本様式において同じ。)</p>	事業名	補助金所要見込額 (円)	1 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業		2 施設園芸セーフティネット構築事業		合計																									
事業名	補助金所要見込額 (円)																																								
1 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業																																									
2 施設園芸セーフティネット構築事業																																									
合計																																									
事業名	補助金所要見込額 (円)																																								
1 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業																																									
2 施設園芸セーフティネット構築事業																																									
合計																																									
第2 事業別内訳	第2 事業別内訳																																								
<p>1 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th colspan="2">共同申請者</th> <th rowspan="2">事業費 (円)</th> <th rowspan="2">補助金所要見込み額 (円)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>受益農家名</th> <th>リース事業者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) それぞれのリース導入支援事業実施計画書を添付する。 (注) 申請数が多い場合は、本表を別表とする。</p>	番号	共同申請者		事業費 (円)	補助金所要見込み額 (円)	備考	受益農家名	リース事業者名							合計						<p>1 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th colspan="2">共同申請者</th> <th rowspan="2">事業費 (円)</th> <th rowspan="2">補助金所要見込み額 (円)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>受益農家名</th> <th>リース事業者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) それぞれのリース導入支援事業実施計画書を添付する。 (注) 申請数が多い場合は、本表を別表とする。</p>	番号	共同申請者		事業費 (円)	補助金所要見込み額 (円)	備考	受益農家名	リース事業者名							合計					
番号		共同申請者					事業費 (円)	補助金所要見込み額 (円)	備考																																
	受益農家名	リース事業者名																																							
合計																																									
番号	共同申請者		事業費 (円)	補助金所要見込み額 (円)	備考																																				
	受益農家名	リース事業者名																																							
合計																																									
2 施設園芸セーフティネット構築事業	2 施設園芸セーフティネット構築事業																																								
対象期間 月～翌月 月 〇事業年度 〇年 月～〇年 月 (セーフティネット申込者の内訳) 別添「一覽表」	対象期間 月～翌月 月 〇事業年度 〇年 月～〇年 月 (セーフティネット申込者の内訳) 別添「一覽表」																																								
<p>添付資料</p> <p>1 組織の会則(規約)、役員名簿(農業協同組合(連合会)の場合は添付を省略できる)</p> <p>2 事業参加者等の一覧(下の様式を参考に作成)</p> <p><事業参加者等の一覧> 別添「一覽表」</p>	<p>添付資料</p> <p>1 組織の会則(規約)、役員名簿(農業協同組合(連合会)の場合は添付を省略できる)</p> <p>2 事業参加者等の一覧(下の様式を参考に作成)</p> <p><事業参加者等の一覧> 別添「一覽表」</p>																																								

(別紙2)

省エネルギー推進計画

(品目名:)

計画期間	年間 (H 事業年度~H 事業年度)
都道府県名	
市町村名	
計画策定主体名	
計画策定主体代表者氏名	
計画参加者数	
住所(主たる事務所)	
電話番号(主たる事務所)	
メールアドレス	

第1 産地における燃油使用量削減目標

1 施設園芸における省エネルギー推進の考え方

第1 産地における燃油使用量削減目標

1 施設園芸における省エネルギー推進の考え方

(別紙2)

省エネルギー推進計画

(品目名:)

計画期間	年間 (H 事業年度~H 事業年度)
都道府県名	
市町村名	
計画策定主体名	
計画策定主体代表者氏名	
計画参加者数	
住所(主たる事務所)	
電話番号(主たる事務所)	
メールアドレス	

(注) 当該産地における施設園芸の経営に関する現状と課題、省エネルギー推進計画の実績を踏まえた今後の展開方向について記入する。

2 燃油使用量削減目標

燃油の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標 ②		
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	KL	%
10a 当たり	KL	KL	KL	%

(注1) 省エネルギー推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。

(注2) 年間(加温期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の3「省エネルギー推進計画」の合計欄から転記する。
なお、値については小数点以下第1位を四捨五入する。

第2 目標達成に向けた取組手段

1 省エネルギー推進計画構成員の概要

参画農家数	省エネ生産管理 の実践	省エネ設備の 導入	温室面積 (計画該当品目)	省エネ生産管理 の実践	省エネ設備の 導入
	戸	戸	戸	ha	ha

(注1) 第2の3「省エネルギー推進計画」に参画する者の取組計画一覧から転記する。なお、温室面積については小数点以下第1位を四捨五入する。

(注2) チェックシートを活用した省エネ生産管理の実践は、本計画における必須取組手段であるため、計画に参画する全温室で取り組むこととする。

2 施設園芸省エネ設備導入計画

別添「一覧表」

3 省エネルギー推進計画に参画する者の取組計画一覧

別添「一覧表」

(注) 当該産地における施設園芸の経営に関する現状と課題、省エネルギー推進計画の実績を踏まえた今後の展開方向について記入する。

2 燃油使用量削減目標

燃油の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ③	目標 ④		
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	KL	%
10a 当たり	KL	KL	KL	%

(注3) 省エネルギー推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。

(注4) 年間(加温期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の3「省エネルギー推進計画」に参画する者の取組計画一覧の合計欄から転記する。
なお、値については小数点以下第1位を四捨五入する。

第2 目標達成に向けた取組手段

1 省エネルギー推進計画構成員の概要

参画農家数	省エネ生産管理 の実践	省エネ設備の 導入	温室面積 (計画該当品目)	省エネ生産管理 の実践	省エネ設備の 導入
	戸	戸	戸	ha	ha

(注3) 第2の3「省エネルギー推進計画」に参画する者の取組計画一覧から転記する。なお、温室面積については小数点以下第1位を四捨五入する。

(注4) チェックシートを活用した省エネ生産管理の実践は、本計画における必須取組手段であるため、計画に参画する全温室で取り組むこととする。

2 施設園芸省エネ設備導入計画

別添「一覧表」

3 省エネルギー推進計画に参画する者の取組計画一覧

別添「一覧表」

第3 省エネルギーに関する目標の達成状況 (毎年度報告)
 1 省エネルギー推進計画に取り組んだ事業年度：平成○事業年度 (目標年度：○事業年度)

(1) 当初目標

燃料の種類	年間(加温期間)使用量		削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標 ②	
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	KL
10a 当たり	KL	KL	KL

(注) 省エネルギー推進計画第1の2の燃料使用量削減目標から転記する。

(2) 達成状況

燃料の種類	年間(加温期間)使用量		削減率 ⑥=(①-⑤)/①×100
	実績 ⑤	目標 ⑥	
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	%
10a 当たり	KL	KL	%

(注) 年間(加温期間)使用量実績は、当該年度に生じた使用量実績(小数点以下第5位を四捨五入)を記載する。

2 目標未達成の場合、達成に向けた取組の方向性

第3 省エネルギーに関する目標の目標達成状況 (目標年度の報告のみ)
 1 目標達成状況 (目標年度：平成○事業年度)

(1) 当初目標

燃料の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	目標 ②		
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	KL	%
10a 当たり	KL	KL	KL	%

(注) 省エネルギー推進計画第1の2の燃料使用量削減目標から転記する。

(2) 取組実績

燃料の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現在 ①	実績 ②		
A重油または灯油 (灯油の場合はA重油に換算)	KL	KL	KL	%
10a 当たり	KL	KL	KL	%

(注) 年間(加温期間)使用量の現在実績は、省エネルギー推進計画第1の2の燃料使用量削減目標から転記し、「達成」欄は、目標年度に生じた使用量実績(小数点以下第5位を四捨五入)を記載する。

2 目標未達成の場合、達成に向けた取組の方向性

【受益農家】

平成〇〇事業年度燃油価格高騰緊急対策のうち
施設園芸省エネ設備リース導入支援事業実施計画書

【受益農家】

姓 名
代表者氏名
電話番号
FAX番号
Eメール

【リース事業者】

姓 名
代 理 人
電話番号
FAX番号
Eメール

実施する事業年度	平成〇〇事業年度
事業完了予定日	年 月 日

平成〇〇事業年度燃油価格高騰緊急対策のうち
施設園芸省エネ設備リース導入支援事業実施計画書

【受益農家】

住 所
名 称
代表者氏名
電話番号
FAX番号
Eメール

【リース事業者】

住 所
名 称
代 理 人
電話番号
FAX番号
Eメール

第1 目的

--

(注) 事業参加者の営農に関する現状(栽培作物・面積等)、現在抱えている課題、本事業により導入を希望する設備の活用を踏まえた今後の展開方向について記入すること。

第2 総括表

導入設備	事業量	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			補助金	事業実施主体	
合計					

第3 燃油削減予定量

(削減)

燃油種類	現在①	平成○事業年度 予定量②	削減量(③=②-①)	削減率(③①×100)
A重油	L	L	L	%
灯油(A重油換算)	L	L	L	%
合計	L	L	L	%

(注) 1 「燃油種類」の欄については、温室の加温に用いる燃油種類(A重油、灯油)を記載する。
 2 「現在」の欄については、過去の加温年度における燃油使用量の7中5平均値とし、困難な場合は、直近7カ年で整理可能な加温年度(3年以上)の平均値とする。また、地域において標準的な燃油使用量(品目別)が設定されている場合は、これを基準として利用できるものとする。なお、いずれの場合も確認できる書類を添付すること。
 3 「平成○事業年度予定量」の欄については、算出根拠となる資料を添付すること。
 4 灯油(A重油換算量)欄については、灯油の使用量の数値に係数(0.939)を乗じて算出するものとする。

第4 リース物件設置場所等の確認

①リース物件設置場所等の確認 ②本事業の活用により削減する油種 ③リース物件を導入する温室は、作業の用に供する温室である。

農業振興地域	生産緑地地区	A重油	灯油

(注) 該当する事項に○を付けること。なお、①、②及び③が○が付いていない場合、本事業の補助対象外となる。

(注) リース物件設置場所が農業振興地域または生産緑地地区であることを確認できる書類を添付すること。

第5 実施内容

(1) リース物件 ※ 助成を申請するリース物件に○を付けること。

- ①先進的省エネルギー加温設備
 - ・ハイブリッド加温設備：ヒートポンプ() 木質バイオマス利用加温設備()
 - ・木質バイオマス利用加温設備()
 - ⑤その他設備()
- ②外張多重化設備()
- ③内張多重化設備()
- ④循環扇()

第1 目的

--

(注) 事業参加者の営農に関する現状(栽培作物・面積等)、現在抱えている課題、本事業により導入を希望する設備の活用を踏まえた今後の展開方向について記入すること。

第2 総括表

導入設備	事業量	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			補助金	事業実施主体	
合計					

第3 燃油削減予定量

燃油使用量

燃油種類	現在①	平成○事業年度 予定量②	削減量(③=②-①)	削減率(③①×100)
A重油	L	L	L	%
灯油(A重油換算)	L	L	L	%
合計	L	L	L	%

(注) 1 「燃油種類」の欄については、温室の加温に用いる燃油種類(A重油、灯油)を記載する。
 2 「現在」の欄については、過去の加温年度における燃油使用量の7中5平均値とし、困難な場合は、直近7カ年で整理可能な加温年度(3年以上)の平均値とする。また、地域において標準的な燃油使用量(品目別)が設定されている場合は、これを基準として利用できるものとする。なお、いずれの場合も確認できる書類を添付すること。
 3 「平成○事業年度予定量」の欄については、算出根拠となる資料を添付すること。
 4 灯油(A重油換算量)欄については、灯油の使用量の数値に係数(0.939)を乗じて算出するものとする。

第4 設置場所の状況

農業振興地域	生産緑地地区

施設

(注) 該当する事項に○を付けること。なお、①、②及び③が○が付いていない場合、本事業の補助対象外となる。

第5 実施内容

(1) リース物件 ※ 助成を申請するリース物件に○を付けること。

- ①先進的省エネルギー加温設備
 - ・ハイブリッド加温設備：ヒートポンプ() 木質バイオマス利用加温設備()
 - ・木質バイオマス利用加温設備()
 - ⑤その他設備()
- ②外張多重化設備()
- ③内張多重化設備()
- ④循環扇()

(2) リース助成要望総額 円

(3) リース契約の内容等

リース物件名	対象設備	物件名： 面積： a (台、棟)
	対象物件、面積	
	製品・型式、数量 製造会社名	
リース期間	開始日～終了日(※1)	～ (年)
	リース借受日から○年間(※2)	(年)
リース物件取得予定価格(税抜き)	[①]	(円)
リース期間終了後の残価設定	[②]	(円)
リース料助成要望額(注2)	[③]	(円)
リース諸費用(金利・保険料等)	[④]	(円)
設備利用者負担リース料(税込み)	[①-②-③+④]	(円)
リース物件設置場所	〒□□□-□□□□	〇〇都道府県 〇〇区郡市 〇〇区町村 〇〇
リース物件導入温室	設置面積(a)	
	鋼材の種類(鉄骨、パイプ)	
	設置年月	

(注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。

リース料助成要望額(③)は、A、Bいずれか低い額とすること。

A: (①-[②]) × 1/2以内..... 円

B: ① × (0-①期間/法定耐用年数) × 1/2以内..... 円

3 別添として、複数の販売会社等の見積書の写し等を添付すること。

4 「鋼材の種類」には、主に用いられている鋼材の種類を記載すること。なお、鉄骨補強パイプハウスの場合はパイプと記載すること。

5 温室の内部及び外観を写した写真(3ヶ月以内に写したものを)を添付すること。

6 複数の物件をリースする場合には、物件毎にそれぞれ記載すること。

(4) 導入予定設備の台数・能力等の必要性の根拠

(5) 対象設備の内「その他設備」の説明

(注) 1 「その他設備」を導入予定の場合は、必ず記載すること。

2 設備の概要・能力等、どのような設備でどのような省エネ効果があるかをわかりやすく明確に記載すること。

3 公的研究機関による導入地域における比較試験結果を必ず添付し、添付する内容が以下の点を満たすこと。

① 加温期間(おおよそ3ヶ月以上)の試験であること。

② 当該設備の暖房効率が高いこと。

③ 燃費削減効果が高いこと。

④ コスト回収期間が短いこと。

⑤ その他日本の公的検査機関による能力検査又は性能測定結果が添付添付すること。

4 販売実績(販売年、数等)、カタログ等を添付すること。

(2) リース助成要望総額 円

(3) リース契約の内容等

リース物件名	対象設備	物件名： 面積： a (台、棟)
	対象物件、面積	
	製品・型式、数量 製造会社名	
リース期間	開始日～終了日(※1)	～ (年)
	リース借受日から○年間(※2)	(年)
リース物件取得予定価格(税抜き)	[①]	(円)
リース期間終了後の残価設定	[②]	(円)
リース料助成要望額(注2)	[③]	(円)
リース諸費用(金利・保険料等)	[④]	(円)
設備利用者負担リース料(税込み)	[①-②-③+④]	(円)
リース物件設置場所	〒□□□-□□□□	〇〇都道府県 〇〇区郡市 〇〇区町村 〇〇
リース物件導入温室	設置面積(a)	
	鋼材の種類(鉄骨、パイプ)	
	設置年月	

(注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。

リース料助成要望額(③)は、A、Bいずれか低い額とすること。

A: (①-[②]) × 1/2以内..... 円

B: ① × (0-①期間/法定耐用年数) × 1/2以内..... 円

3 別添として、複数の販売会社等の見積書の写し等を添付すること。

4 「鋼材の種類」には、主に用いられている鋼材の種類を記載すること。なお、鉄骨補強パイプハウスの場合はパイプと記載すること。

5 温室の内部及び外観を写した写真(3ヶ月以内に写したものを)を添付すること。

6 複数の物件をリースする場合には、物件毎にそれぞれ記載すること。

(4) 導入予定設備の台数・能力等の必要性の根拠

(5) 対象設備の内「その他設備」の説明

(注) 1 「その他設備」を導入予定の場合は、必ず記載すること。

2 設備の概要・能力等、どのような設備でどのような省エネ効果があるかをわかりやすく明確に記載すること。

3 公的研究機関による基礎試験データを必ず添付すること。

① 加温期間(3ヶ月以上)による、同一時期の比較試験データ(省エネ効果、収量・品質等)。

② 当該設備の暖房効率が高いこと。

③ 燃費削減効果が高いこと。

④ コスト回収期間が短いこと。

⑤ その他日本の公的検査機関による能力検査又は性能測定結果が添付添付すること。

4 販売実績(販売年、数等)、カタログ等を添付すること。

第6 設備導入工程計画

- (1) 設備導入の完了予定日
(2) スケジュール表

平成 年 月 日

物件名	〇年											
	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月

(注) 複数の物件をリリースする場合には、物件毎にそれぞれ記載すること。

第7 添付資料

- (1) 燃油使用量の「現在」欄を確認できる資料、「平成〇事業年度予定量」欄の算出根拠とした資料
(2) 「設置場所の状況」を確認できる資料（対象地であることを確認できる資料）
(3) 複数の販売会社等の見積書の写し等
(4) 設備を導入する温室の内部及び外観を写した写真（3ヶ月以内に写したもの）
(5) 「その他の設備」を導入予定の場合

- ① 公的研究所機関による実証試験による省エネ効果、収量・品質等のデータ
② 設備販売メーカーの販売実績（販売年、数等）、カタログ等

- (6) 設備を導入する全温室の敷設場所概略図（別図1）

縮尺5万～10万分の1程度で、温室の概略の敷設場所が分かるような図

- (7) 設備の詳細配置図（別図2）

設備の設置予定場所を記入した全温室内部の概略図と、導入前の設置場所の写真

※外張多重化設備と内張多重化設備については、設備導入前後が分かるような温室の断面図

(別添)

- (8) その他、必要な資料

第6 設備導入工程計画

- (1) 設備導入の完了予定日
(2) スケジュール表

平成 年 月 日

物件名	〇年											
	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月

(注) 複数の物件をリリースする場合には、物件毎にそれぞれ記載すること。

第7 添付資料

- (1) 燃油使用量の「現在」欄を確認できる資料、「平成〇事業年度予定量」欄の算出根拠とした資料
(2) 「設置場所の状況」を確認できる資料（対象地であることを確認できる資料）
(3) 複数の販売会社等の見積書の写し等
(4) 設備を導入する温室の内部及び外観を写した写真（3ヶ月以内に写したもの）
(5) 「その他の設備」を導入予定の場合

- ① 公的研究所機関による実証試験による省エネ効果、収量・品質等のデータ
② 設備販売メーカーの販売実績（販売年、数等）、カタログ等

- (6) 設備を導入する全温室の敷設場所概略図（別図1）

縮尺5万～10万分の1程度で、温室の概略の敷設場所が分かるような図

- (7) 設備の詳細配置図（別図2）

設備の設置予定場所を記入した全温室内部の概略図と、導入前の設置場所の写真

※外張多重化設備と内張多重化設備については、設備導入前後が分かるような温室の断面図

(8) 施設調査省エネルギー生産管理手エクシート

- (9) その他、必要な資料

別添様式第6号～別添様式8号

(別添)

別添様式第6号～別添様式8号

(別添)

平成〇〇事業年度施設園芸省エネ設備リース導入支援事業
実施状況報告書

支援対象者経由
熊本県農業再生協議会会長 殿

[受益農家]

住所
名称
代表者氏名

印

[リース事業者]

住所
名称
代表者氏名

印

燃油価格高騰緊急対策業務方法書 (平成〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県農業再生協議会作成) 第19条に基づき、別添のとおり報告する。

(印)

番号
年月日

平成〇〇事業年度施設園芸省エネ設備リース導入支援事業
実施状況報告書

支援対象者経由
熊本県農業再生協議会会長 殿

[受益農家]

住所
名称
代表者氏名

印

[リース事業者]

住所
名称
代表者氏名

印

燃油価格高騰緊急対策業務方法書 (平成〇〇年〇〇月〇〇日付け熊本県農業再生協議会作成) 第19条に基づき、別添のとおり報告する。

(印)

1. リース事業実施計画書の様式に準じて作成すること。
2. その他、協議会長が必要と認める資料を添付すること。

別紙様式第9号(第19条)別添
第1 リース物件導入温室面積

リース物件を設置した温室の住所	〇〇都道府県 〇〇区郡市 〇〇区町村 〇〇
対象品目、設備導入温室面積(a)	品目: _____ 面積: _____ a

第2 リース物件名等

リース物件名	ヒートポンプ:	台
	木質バイオマス利用加温設備:	台
	外張多重化設備:	a
	内張多重化設備:	a
	循環扇:	台
	その他設備:	(台又はa)

導入設備	事業量	事業費(円)	負担区分(円)		完了年月日	備考
			補助金	事業実施主体		
会社						

第3 燃油削減量

燃油種類	現状(1)	平成〇〇事業年度 使用量(2)	削減率(3)=(1)-(2) 削減量(3)/(1)×100
会社			

(注) 1 「現状」の欄については、「施設園芸省エネ設備リース導入支援事業実施計画」の第3 燃油使用量の合計欄から転記すること。
2 「削減率」事業年度使用量」の根拠となる資料を添付すること。

別紙様式第10号(第24条関係)【更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容(更新)

熊本県農業再生協議会(以下「甲」という。)が熊本県農業再生協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、施設園芸用燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織(以下「乙」という。)からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

(新設)

別紙様式第10号(第24条関係)【平成24、25事業年度の契約の更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容(更新)

熊本県農業再生協議会(以下「甲」という。)が熊本県農業再生協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、施設園芸用燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織(以下「乙」という。)からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

(燃油購入数量等の設定)

第1条 乙は、平成27年11月1日（又は10月1日若しくは12月1日）から平成28年4月30日（又は3月31日若しくは5月31日）までの間に施設芸芸用燃油価格差補填金（以下「補填金」という。）の平成27事業年度の補填金の対象となる燃油購入数量を当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。

2 乙は、業務方法書第26条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。

3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に燃油購入数量、積立単価（以下「燃油購入数量等」という。）を設定するものとする。

(燃油補填積立金の納入)

第2条 乙は、前条の燃油購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃油購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃油補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。

(燃油購入数量の報告)

第3条 乙は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第33条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃油購入数量を甲に報告しなければならない。

(補填金の交付)

第4条 甲は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第30条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。

(補填金の返還等)

第5条 甲は、乙が業務方法書第32条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

(契約の解約)

第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 乙が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。

3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合には、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項工及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

(契約期間)

第7条 この契約の期間は、申込日の属する年の○月○日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度からの契約の場合は平成25年5月1日（又は3月1日）若しくは6月1日）、平成26事業年度からの契約の場合は平成26年5月1日（又は3月1日）若しくは6月1日）から平成28年4月30日（又は3月31日）若しくは5月30日）までとする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第34条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報本契約に関する目的のみに使用するも

(燃油購入数量等の設定)

第1条 乙は、平成25年2月1日（平成25事業年度のみ）の場合は、11月1日又は10月1日若しくは12月1日）から平成26年4月30日（又は3月31日若しくは5月31日）までの間に施設芸芸用燃油価格差補填金（以下「補填金」という。）の対象となる燃油購入数量を平成25事業年度中に、また、平成26事業年度の補填金の対象となる燃油購入数量を当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。（平成25事業年度末までの契約更新の場合は「また」以下を削る。）

2 乙は、業務方法書第26条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。

3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に燃油購入数量、積立単価（以下「燃油購入数量等」という。）を設定するものとする。

(燃油補填積立金の納入)

第2条 乙は、前条の燃油購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃油購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃油補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。

(燃油購入数量の報告)

第3条 乙は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第33条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃油購入数量を甲に報告しなければならない。

(補填金の交付)

第4条 甲は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第30条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。

(補填金の返還等)

第5条 甲は、乙が業務方法書第32条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

(契約の解約)

第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 乙が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。

3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合には、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項工及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

(契約対象期間)

第7条 この契約の対象期間は、申込日の属する年の○月○日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日）から平成27年（平成25事業年度末までの契約更新の場合は平成26年）4月30日（又は3月31日）若しくは5月30日）までとする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第34条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報本契約に関する目的のみに使用するも

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報本契約に関する目的のみに使用するものとする。
 2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。
 (その他)
 第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。

様式第10号(第24条関係)【新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容(新規)

熊本県農業再生協議会(以下「甲」という。)が熊本県農業再生協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、施設園芸用燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織(以下「乙」という。)からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

- (燃油購入数量等の設定)
 第1条 乙は、平成27事業年度に施設園芸用燃油価格差補填金(以下「補填金」という。)の対象となる燃油購入数量を、当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。
 2 乙は、業務方法書第26条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。
 3 甲は、第1項及び前項の乙の申し込みに基づいて、乙との間に燃油購入数量、積立単価(以下「燃油購入数量等」という。)を設定するものとする。

(燃油補填積立金の納入)
 第2条 乙は、前条の燃油購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃油購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃油補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。

(燃油購入数量の報告)
 第3条 乙は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第33条の規定に基づき、甲が指示した場合においては当該月の燃油購入数量を甲に報告しななければならない。

(補填金の交付)
 第4条 甲は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第30条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。

(補填金の返還等)
 第5条 甲は、乙が業務方法書第32条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

(契約の解約)
 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。

- ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合
 - イ 乙が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合
 - ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - エ 乙に解散、仮差甲、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
 - オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合
- 2 乙が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。
 3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合には、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

4 甲は、積立契約の解約に関し、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

のとする。
 2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。
 (その他)
 第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。

別添様式第10号(第24条関係)【平成26事業年度以降の新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容

〇〇協議会(以下「甲」という。)が〇〇協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、施設園芸用燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織(以下「乙」という。)からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

- (燃油購入数量等の設定)
 第1条 乙は、平成26事業年度に施設園芸用燃油価格差補填金(以下「補填金」という。)の対象となる燃油購入数量を、当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。
 2 乙は、業務方法書第26条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。
 3 甲は、第1項及び前項の乙の申し込みに基づいて、乙との間に燃油購入数量、積立単価(以下「燃油購入数量等」という。)を設定するものとする。

(燃油補填積立金の納入)
 第2条 乙は、前条の燃油購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃油購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃油補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。

(燃油購入数量の報告)
 第3条 乙は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第33条の規定に基づき、甲が指示した場合においては当該月の燃油購入数量を甲に報告しななければならない。

(補填金の交付)
 第4条 甲は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第30条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。

(補填金の返還等)
 第5条 甲は、乙が業務方法書第32条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

(契約の解約)
 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。

- ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合
 - イ 乙が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合
 - ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - エ 乙に解散、仮差甲、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
 - オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合
- 2 乙が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。
 3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合には、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

4 甲は、積立契約の解約に関し、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

(契約訂立期間)
 第7条 この契約の対象期間は、当該事業年度の開始日(平成〇年5月1日(又は4月1日)若しくは6月1日)から当該事業年度の
 対象期間の末日(平成〇年4月30日(又は3月31日)若しくは5月30日)までとする。
 (変更の届出)
 第8条 乙は住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第34条に基づき、遅滞な
 く甲に届け出るものとする。
 (個人情報の保護)
 第9条 甲は、この個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報に本契約に関する目的のみに使用するものと
 する。
 2 甲は、前項の規定に基づき、この積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。
 (その他)
 第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。
 別添様式第11号(第24条関係)【契約の更新の場合】

(契約訂立期間)
 第7条 この契約の対象期間は、当該事業年度の開始日(平成〇年5月1日(又は4月1日)若しくは6月1日)から当該事業年度の
 対象期間の末日(平成〇年4月30日(又は3月31日)若しくは5月30日)までとする。
 (変更の届出)
 第8条 乙は住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第34条に基づき、遅滞なく甲に届け
 出るものとする。
 (個人情報の保護)
 第9条 甲は、この個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報に本契約に関する目的のみに使用するものとする。
 2 甲は、前項の規定に基づき、この積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。
 (その他)
 第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。
 別添様式第11号(第24条関係)【契約の更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書(更新)

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書(更新)

〇〇協議会長 殿

〇〇協議会長 殿

(農業者組織)
 住 所
 名称及び代表者の氏名 印

(農業者組織)
 住 所
 名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日

平成 年 月 日

熊本県農業再生協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書(平成27年 月 日付け熊本県農業再生協議会作成)第24条
 の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して
 締結したいので申し込みます。
 なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

熊本県農業再生協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書(平成27年 月 日付け熊本県農業再生協議会作成)第24条の規定に基
 づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込
 みます。
 なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期: 年 月 日

更新による積立契約の期間の終期: 年 月 日

【積立契約における留意事項】
 ・積立契約の期間は、平成 年 月 日(平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日)を開始日とし、平成27年(平
 成28年度)までの期間です(期間の更新の場合は平成26年 月 日(又は3月31日)若しくは5月30日)までとする。
 ・積立金は、当該補填金交付日における燃油価格積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と熊本県農業再
 生協議会(以下「本協議会」といいます。)に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
 ・積立金に利息はつきません。
 ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知(更新)を送付します。
 【積立契約の締結に伴う個人情報の取扱いについて】
 本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸サービスネットワーク構築事業の実施に伴って取得した個人情報(施設園芸サー
 ビスネットワーク構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります)。
 ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
 ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会(全国団体)その他の関係団体に対し燃油価格高騰緊急対策に関する個人情報
 の提供を行うことがあります。
 なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものととして取扱います。

【積立契約における留意事項】
 ・積立契約の期間は、平成 年 月 日(平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度からの契約の場合は平
 成28年5月1日(又は4月1日)若しくは6月1日)、平成26事業年度からの契約の場合は平成26年 月 日(又は3月31日)若しくは5月30日)を
 開始日とし、平成28年4月30日(又は3月31日)若しくは5月30日)までの期間です(期間の更新の場合は平成27年 月 日(又は3月31日)若
 しくは5月30日)までとする。
 ・積立金は、当該補填金交付日における燃油価格積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と熊本県農業再生協議会(以
 下「本協議会」といいます。)に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
 ・積立金に利息はつきません。
 ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知(更新)を送付します。
 【積立契約の締結に伴う個人情報の取扱いについて】
 本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸サービスネットワーク構築事業の実施に伴って取得した個人情報(施設園芸サー
 ビスネットワーク構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります)。
 ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
 ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会(全国団体)その他の関係団体に対し燃油価格高騰緊急対策に関する個人情報
 の提供を行うことがあります。
 なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものととして取扱います。

別紙様式第1.1号 (第2.4条関係) 【新規契約の場合】

(別紙)

(別紙)

別紙様式第1.2号 (第2.5条関係) 【更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知
(平成27事業年度燃油購入数量の設定について)

平成 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成〇年〇月〇日付けで成立した施設園芸用燃油価格差補填金積立契約のうち、平成〇年〇月〇日付けで申込みのあった平成27事業年度の施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

については、平成〇年〇月〇日までに、平成27事業年度燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。(口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名称)
なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご留意ください。

契約管理番号

契約期間 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成28年4(3,5)月30(31)日

平成27事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢 (積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	11.5円/リットル	リットル
	灯油	12.2円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	26.9円/リットル	リットル
	灯油	28.5円/リットル	リットル

平成27事業年度燃油補填積立金額 円
前年度積立金残高 円
平成27事業年度納付必要額 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

別紙様式第1.1号 (第2.4条関係) 【平成26事業年度以降の新規契約の場合】

(別紙)

別紙様式第1.2号 (第2.5条関係) 【平成24, 25事業年度の契約の更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知 (更新)

別紙様式第1.2号 (第2.5条関係) 【平成26事業年度契約更新済みで26事業年度の燃油購入数量の設定を行う場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知
(うち平成26事業年度燃油購入数量の設定について)

平成 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)
住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成〇年〇月〇日付けで成立した施設園芸用燃油価格差補填金積立契約のうち、平成〇年〇月〇日付けで申込みのあった平成26事業年度の施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

については、平成〇年〇月〇日までに、平成26事業年度燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。(口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名称)
なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご留意ください。

契約管理番号

契約期間 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成27年4(3,5)月30(31)日

平成26事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢 (積立方式)	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	11.5円/リットル	リットル
	灯油	12.2円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	26.9円/リットル	リットル
	灯油	28.5円/リットル	リットル

平成26事業年度燃油補填積立金額 円
前年度積立金残高 円
平成26事業年度納付必要額 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

記

(別紙様式第12号に添付)

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (平成27事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 名 _____

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選取股 130% 150%	油種 A重油 灯油	対象燃油購入数量 (リットル) 27事業年度 (27年 11~28年 11月)	燃油補填積立金額※ (円) ①		前年度積立金 残高 (円) ②	27事業年度 積立必要額 (円) ①-②
						27事業年度 (27年 11~28年 11月)	27事業年度 (27年 11~28年 11月)		
合 計					A重油 (11.5円/ℓ) 灯油 (12.2円/ℓ) A重油 (26.9円/ℓ) 灯油 (28.5円/ℓ)				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。

別紙様式第12号 (第25条関係) 【平成27事業年度以降の新規契約の場合】

(略)

(略)

別紙様式第13号 (第26条第1項関係)

(略)

(略)

(別紙様式第13号に添付)

別紙

(略)

別紙様式第14号 (第33条関係)

(略)

(別紙様式第12号に添付) 【平成26事業年度契約更新済みで26事業年度の燃油購入数量の設定を行う場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (平成26事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 名 _____

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選取股 130% 150%	油種 A重油 灯油	対象燃油購入数量 (リットル) 26事業年度 (26年 11~27年 11月)	燃油補填積立金額※ (円) ①		前年度積立金 残高 (円) ②	26事業年度 積立必要額 (円) ①-②
						26事業年度 (26年 11~27年 11月)	26事業年度 (26年 11~27年 11月)		
合 計					A重油 (11.5円/ℓ) 灯油 (12.2円/ℓ) A重油 (26.9円/ℓ) 灯油 (28.5円/ℓ)				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。

別紙様式第12号 (第25条関係) 【平成26事業年度以降の新規契約の場合】

(略)

別紙様式第13号 (第26条第1項関係)

【平成24、25事業年度 (設定済み) のうち25事業年度の燃油購入数量の追加の場合】

(略)

別紙様式第13号 (第26条第1項関係)

【平成26事業年度以降の燃油購入数量の設定の場合】

(略)

(別紙様式第13号に添付)

別紙

(略)

別紙様式第14号 (第33条関係)

(略)

